

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 3 号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年多久市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（佐賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険

者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に、「100分の10.94」を「100分の10.19」に改める。

第4条中「29,800円」を「30,500円」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加え、「32,200円」を「32,800円」に改め、同条第2号中「16,100円」を「16,400円」に改め、同条第3号中「24,150円」を「24,600円」に改める。

第6条中「100分の3.40」を「100分の3.06」に改める。

第7条中「9,100円」を「9,200円」に改める。

第7条の2第1号中「9,100円」を「9,200円」に改め、同条第2号中「4,550円」を「4,600円」に改め、同条第3号中「6,825円」を「6,900円」に改める。

第8条中「100分の2.59」を「100分の2.34」に改める。

第9条中「12,100円」を「11,400円」に改める。

第9条の2中「5,300円」を「5,100円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保

険者 1 人について 1 0 0 円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額)

第 9 条の 6 第 2 条第 5 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分
に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7 0 0 円
- (2) 特定世帯 3 5 0 円
- (3) 特定継続世帯 5 2 5 円

第 2 1 条各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「には、1 7 万
円)」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から
キ及びクに掲げる額を減額して得た額」を加え、同条第 1 号ア中「2 0, 8 6
0 円」を「2 1, 3 5 0 円」に改め、同号イ(ア)中「2 2, 5 4 0 円」を「2
2, 9 6 0 円」に改め、同号イ(イ)中「1 1, 2 7 0 円」を「1 1, 4 8 0 円」
に改め、同号イ(ウ)中「1 6, 9 0 5 円」を「1 7, 2 2 0 円」に改め、同号
ウ中「6, 3 7 0 円」を「6, 4 4 0 円」に改め、同号エ(ア)中「6, 3 7 0
円」を「6, 4 4 0 円」に改め、同号エ(イ)中「3, 1 8 5 円」を「3, 2 2
0 円」に改め、同号エ(ウ)中「4, 7 7 8 円」を「4, 8 3 0 円」に改め、同
号オ中「8, 4 7 0 円」を「7, 9 8 0 円」に改め、同号カ中「3, 7 1 0 円」
を「3, 5 7 0 円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被
保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)

1 人について 7 0 0 円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4 9 0 円
- (イ) 特定世帯 2 4 5 円
- (ウ) 特定継続世帯 3 6 8 円

第 2 1 条第 2 号ア中「1 4, 9 0 0 円」を「1 5, 2 5 0 円」に改め、同号
イ(ア)中「1 6, 1 0 0 円」を「1 6, 4 0 0 円」に改め、同号イ(イ)中「8,

050円」を「8,200円」に改め、同号イ(ウ)中「12,075円」を「12,300円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「4,600円」に改め、同号エ(ア)中「4,550円」を「4,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,275円」を「2,300円」に改め、同号エ(ウ)中「3,413円」を「3,450円」に改め、同号オ中「6,050円」を「5,700円」に改め、同号カ中「2,650円」を「2,550円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について500円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円

(イ) 特定世帯 175円

(ウ) 特定継続世帯 263円

第21条第3号ア中「5,960円」を「6,100円」に改め、同号イ(ア)中「6,440円」を「6,560円」に改め、同号イ(イ)中「3,220円」を「3,280円」に改め、同号イ(ウ)中「4,830円」を「4,920円」に改め、同号ウ中「1,820円」を「1,840円」に改め、同号エ(ア)中「1,820円」を「1,840円」に改め、同号エ(イ)中「910円」を「920円」に改め、同号エ(ウ)中「1,365円」を「1,380円」に改め、同号オ中「2,420円」を「2,280円」に改め、同号カ中「1,060円」を「1,020円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について200円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

(イ) 特定世帯 70円

(ウ) 特定継続世帯 105円

第21条の3第1号ア中「4,470円」を「4,575円」に改め、同号イ中「7,450円」を「7,625円」に改め、同号ウ中「11,920円」を「12,200円」に改め、同号エ中「14,900円」を「15,250円」に改め、同条第2号ア中「1,365円」を「1,380円」に改め、同号イ中「2,275円」を「2,300円」に改め、同号ウ中「3,640円」を「3,680円」に改め、同号エ中「4,550円」を「4,600円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 第21条第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円
- イ 第21条第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円
- ウ 第21条第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第21条の4に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第21条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。